

釧路市こども計画策定に係る基礎調査支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

釧路市こども計画策定に係る基礎調査支援業務委託

2 委託期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日

3 業務の目的

こども基本法第10条第2項において、「市町村こども計画」の策定に努めることとされている。また、同法第11条において、こども施策を策定・実施・評価するにあたってはこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。

本業務は、釧路市こども計画の策定にあたり、こどもや若者、子育て世帯等に対する意見聴取およびその他こども計画の策定に必要な調査の実施、会議の運営を通して本市の現状と課題を明確化するための支援を目的とする。

4 釧路市こども計画の策定にあたっての基本事項

ア 勘案する計画等

- ①こども大綱
- ②北海道こども計画

イ 一体的に策定する計画等

- ①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画
 - ②こどもの貧困対策の推進に関する法律第10条第2項に規定するこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
 - ③少子化社会対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策
- なお、釧路市子ども・子育て支援事業計画において包含されている内容についてはその内容を引用することを基本とする。

ウ 整合を図るべき計画等

- ①釧路市まちづくり基本構想
- ②釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ③釧路市子ども・子育て支援事業計画
- ④釧路市ひとり親家庭自立促進計画

その他、各種保健福祉行政計画および各種教育行政計画とも整合を図る。

5 業務内容

(1) 各種意見聴取の実施

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、こども、若者等を対象にアンケート調査を実施し、結果を報告書及び庁内会議の資料として使用できるようとりまとめる。

ア 調査対象者及び標本数

①小学5年生 本人1, 100票、保護者1, 100票

②中学2年生 本人1, 200票、保護者1, 200票

③高校生～34歳の市民 1, 000票

④関係団体 50団体程度

なお、①、②は釧路市内の小学校、中学校、義務教育学校に在籍する児童・生徒全員を対象とし、②については義務教育学校8年生も対象とする。③は抽出、④は釧路市により選定する。

イ 調査手法

調査はWebによる回答を原則とする。上記アの①、②については学校等を経由して配布を想定する。③については、釧路市において調査対象を抽出し、ラベルを作成する。発送用封筒の準備と発送は釧路市が行うが、ラベルの貼付、封入・封緘は受託者において行う。④については釧路市において選定し、メールまたは郵送により調査依頼を送付する。

ウ 調査票の設問設計

受託者は、国の基本指針やこども大綱を基に、現在の釧路市の課題や社会的動向等を踏まえ、調査票設計にあたっての助言、情報提供、設問案を含め調査票案の提案を行う。

エ 調査期間

2026年（令和8年）8月下旬から

2026年（令和8年）10月中旬まで（予定）

オ 調査票の回収及び速報値の集計（単純集計）

受託者は、調査法の種類、調査項目ごとに単純集計を行うこと。なお、国及び北海道がこれと異なる集計方法を示したときは、それに従うこと。

(2) 釧路市子ども・子育て会議の支援

釧路市子ども・子育て会議の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。必要に応じて会議に出席し、議事要旨を作成し、釧路市に提出するとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(3) 調査データの集計及び分析支援

受託者は調査法の種類、調査項目ごとにクロス集計、自由記述のとりまとめを行うこと。また、釧路市の現状と課題等の分析に必要な助言、集計方法により分析作業の支援を行うこと。なお、国及び北海道がこれと異なる集計方法を示したときは、それに従うこと。

6 成果品

- (1) アンケート調査報告書、集計結果データ
- (2) 例規改正情報提供資料（データ一式）
- (3) 情報提供資料（データ一式）

7 その他

- (1) 業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律等の趣旨を尊重し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 本事業により生じた財産権、知的財産権は原則釧路市に帰属する。
- (3) 業務遂行にかかる打合せは、必要に応じて行う。その際の議事録は受託者において作成した後、釧路市の確認をとること。
- (4) 当該契約に基づく業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、あらかじめ釧路市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議をするものとする。